

倉吉市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事の事業を廃止する旨の届出及び倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条の9の規定による排水設備工事の営業を廃止する旨の届出があったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条及び倉吉市排水設備指定工事店規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号）第9条の規定により告示する。

令和5年4月12日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を廃止する者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第126号
倉吉市排水設備指定工事店第117号
所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字三保99番地8
名称 有限会社 西本機器水道
代表者 代表取締役 西本 英幸

2 廃止した日

水道事業指定給水装置工事事業者として 令和5年3月31日
排水設備指定工事店として 令和5年4月5日